

用語集

この計画における主な用語の意味及び用法は、次のとおりとする。

| 用 語 | 意 味 及 び 用 法 |
|----------------|--|
| 安否情報 | 避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む）の安否に関する情報をいう。 |
| e - ラーニング | パソコンやインターネットなどを利用した教育。 |
| N B C 攻撃 | 核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃。核(Nuclear)、生物(Biological)、化学(Chemical)の頭文字から N B C という。 |
| 大阪市消防局災害活動支援隊 | 市条例に基づき、大阪市消防局の退職者で構成され、大規模な災害が発生した場合には、消防部長の指揮下で非常勤の嘱託職員として消防職員とともに活動を行う組織。愛称を「フェニックスファイター」という。 |
| 化学剤 | その毒性によって、人等に対し、死その他の害を引き起こす化学物質。神経剤（サリン、タブン、ソマン、V X 等）、びらん剤（硫黄マスタード、ルイサイト等）、シアン化剤（シアン化水素（青酸）等）、窒息剤（ホスゲン、塩素等）などがある。 |
| 危機管理総合情報通信システム | 市民への情報伝達をより効果的に行うため、現行の防災行政無線と都市防災情報システムを融合させた、音声・映像・情報による総合的な情報通信システム。 |
| 緊急対処事態 | 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。 |

| 用語 | 意味及び用法 |
|------------|--|
| 緊急対処保護措置 | <p>政府の緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置。その他これらの者が当該措置に関し保護措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p> <p>緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために緊急処理事態の推移に応じて実施する措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、緊急処理事態対処方針が廃止された後のものを含む。</p> |
| 国際人道法 | <p>武力紛争という敵・味方に分かれて戦っている極限的な状態においても、お互いが最低限守るべき人道上のルールを定めたもの。主要な条約として、1949年のジュネーブ4条約と1977年に作成された2つの追加議定書がある。</p> |
| 国民保護法 | <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で、単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。</p> |
| 市 | <p>大阪市を指し、特に区別して記載していない場合は、市長及びその他の執行機関を含む。</p> |
| 市長 | <p>大阪市長を指す。</p> |
| 市長等 | <p>市長及び市の他の執行機関の長を指す。</p> |
| 指定行政機関 | <p>省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> |
| 指定地方行政機関 | <p>国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> |
| 指定（地方）行政機関 | <p>指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。</p> |

| 用 語 | 意 味 及 び 用 法 |
|--------------|--|
| 指定公共機関 | 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。 |
| 指定地方公共機関 | 大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人および地方独立行政法人で、府知事が指定するものをいう。 |
| 指定（地方）公共機関 | 指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。 |
| 自主防災組織 | 大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自らが守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織。 |
| ジュネーヴ諸条約 | 1949年のジュネーヴ4条約のこと。武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした次の4条約の総称。（日本は1953年4月21日に加入。） 陸上の傷病兵の保護に関する第一条約 海上の傷病兵・難船者の保護に関する第二条約 捕虜の待遇に関する第三条約 文民の保護に関する第四条約 |
| 生物剤 | 微生物であって、人、動物若しくは植物の生体内で増殖する場合にこれらを発病させ、若しくは枯死させるもの又は毒素を産生するもの。細菌（炭疽菌、ペスト菌等）、ウイルス（天然痘ウイルス等）、リケッチア（Q熱リケッチア）、毒素（ボツリヌス菌毒素等）などがある。 |
| ダーティボム（汚い爆弾） | 爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 |

| 用語 | 意味及び用法 |
|--------------|--|
| 第一追加議定書 | 第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化・複雑化したことを踏まえ、ジュネーブ条約を補完・拡充するため1977年に作成されたジュネーブ条約追加議定書の一つで、締結国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。(日本は2004年8月31日に加入(翌年2月28日発効)。)なお、追加議定書には、このほかに締結国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 |
| 危機管理総合情報システム | 大規模災害発生時等に関連情報が錯綜した場合においても、迅速で的確な判断と意思決定を支援するため整備された全庁的な情報システム。市域図上へのグラフィック表示とデータベース機能の融合により、関連情報の収集・配信を円滑に行い、一元管理と共有化を実現することで、本部を中心とした組織的な即応体制を支援する。 |
| トリアージ | 多数の被害者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために被害者の治療優先順位を決定すること。 |
| 非常通信協議会 | 自然災害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図るため、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成される連絡会。 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域(住民の避難の経路になる地域を含む)をいう。 |
| 避難住民等 | 要避難地域において避難の指示を受けた住民(当該地域に滞在する者を含む)及び武力攻撃災害による被災者をいう。 |
| 府 | 大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。 |
| 府知事 | 大阪府知事を指す。 |
| 府知事等 | 大阪府知事及び府の他の執行機関の長を指す。 |

| 用語 | 意味及び用法 |
|------------|--|
| 物価情報ネットワーク | インターネットを介して内閣府と地方公共団体間及び地方公共団体相互間で物価に関するさまざまな情報を交換するシステム。 |
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。 |
| 防災行政無線 | 大規模災害発生時等に有線通信が途絶した場合においても、情報連絡体制を確保し、災害対策活動が的確に実施できるよう整備された全市的な自営通信設備。ホットライン、一斉指令、複数の通信所からの同報通報機能など、本部における音声による端的な情報収集と伝達が、迅速かつ円滑に行える。 |
| 保護措置 | <p>政府の対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第22条第1号に掲げる措置をいう。</p> <p>武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、被害の復旧に関する措置については、対処基本方針が廃止された後のものを含む。</p> |
| 保護措置等 | 保護措置及び緊急対処保護措置をいう。 |
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域をいう。 |